

24 いじめ防止基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらもこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

- 校内いじめ対策委員会
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事
当該学級担任・養護教諭（必要に応じて開催）
- 職員会（全教職員参加）

【家庭・地域】

- （PTA役員会・PTA総会等）
PTA 教育委員 公民館
民生児童委員 駐在所
児童生徒を守り育てる協議会等

【関係機関】

- 西予市教育委員会
西予警察署
医療機関等

【いじめの防止】

- ① 校内指導体制の確立
- ② 教師の指導力の向上
- ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤ 互いを認め合う学級経営の充実
- ⑥ 家庭・地域社会、関係機関との連携の強化

【いじめの早期発見】

- ① 教職員による観察や情報交換
- ② 日頃からの保護者との情報交換
- ③ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ④ 教育相談体制の整備
- ⑤ 相談機関等への周知

【いじめ対策年間指導計画】

一学期	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ防止基本方針検討、策定、 ・ 児童個別支援情報交換 ・ 生徒指導に関する校内研修 ・ 学校評価をもとにした考察と具体的対策 ・ 学級PTAでのいじめ対策 ・ 児童生徒をまもり育てる協議会で児童の地域での様子の把握と対策 	毎月の生活アンケートと日常の実態把握をもとにした教育相談	異年齢班活動の推進	全校遊びの推進	委員会活動・特別活動の充実	人権・道徳教育の充実 人権・同和教育学習会、人権週間、人権集会
二学期						
三学期						
・ 学校いじめ防止基本方針の検証						

【いじめに対する措置】

- ① いじめへの初期対応（いじめと疑われる行為→直ちに止めさせる、児童や保護者からの相談・訴え→真摯に受け止め対応する）
いじめの兆候を認識した場合には、早い段階からの確に関わりをもち、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。また、不用意な言葉で相手を傷つけ、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合であっても、その後の様子を見守り続ける。
- ② 組織的な対応
教職員は1人で抱え込まず生徒指導主事や管理職へ報告・相談し、情報を共有し、組織的に対応する。
- ③ いじめを訴える児童またはその保護者への支援
いじめられていることを訴える児童から事実関係を聞き取る。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから徹底的に守り通すための対応を行う。また、家庭訪問により、正確な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導またはその保護者への助言（出席停止の措置も含む）
いじめたとされる児童からも事実関係の聞き取りを行い、当該行為がいじめであると確認された場合は、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止するための措置をとる。速やかにいじめ対策組織委員会、教育委員会、関係諸機関等と連携し、保護者の理解を得た上で特別の指導計画を作成する。
- ⑤ いじめを見ていた児童への対応
自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなかった場合は、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑥ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑦ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑧ ネット上でのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けて未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡する。
- ⑨ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に対処する。
- ⑩ 重大事態（心身や生命、財産に被害が認められる状態。学校を欠席せざるを得ない状態。）への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧の対応をするとともに教育委員会へ報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭】

- 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。
- 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。
- 暴行や金品強奪などの被害にあったら、学校や警察署などの諸機関に相談しましょう。
- わが子が「いじめる側」にならないように話をして聞かせましょう。

【地域】

- 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。
- いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意するとともに家庭や学校に連絡しましょう。
- 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。
- 子どもたちは「地域の宝」です。地域を子どもにとっての安らぎの場としましょう。